

意見公募手続の流れ

県が規則等（規則、審査基準、処分基準、行政指導指針）の案を作成します。

県が作成した案等を県民の皆さんに公表します。

公表資料

必ず公表するもの

規則等の案
規則等を定める根拠となる法令の条項

公表に努めるもの

案の趣旨・目的・背景・経緯
案の概要
関連資料（影響分析・論点整理等）

公表方法

次の方法を必ず利用して公表する。

インターネット上のウェブサイト
県庁担当課（備付け）

次の方法を活用するなど周知に努める。

広報誌等による広報
報道発表

県民の皆さんに案等についてご検討いただきます。

（意見提出期間は原則として30日以上）

県民の皆さんから意見・情報等を提出いただきます。

提出方法 電子メール、ファクシミリ、郵送等

県民の皆さんから寄せられた意見・情報等を県で検討します。

- ・反映できるものについては、案を修正します。
- ・反映できないものについては、その理由を取りまとめます。

※ 意見に対する個別の回答はいたしません。

規則等が決定した後、県民の皆さんに公表します。

公表資料

必ず公表するもの

規則等の題名
規則等の案の公示の日
提出意見（提出意見がなかった場合にあってはその旨）
提出意見を考慮した結果及びその理由

*意見公募手続を実施したにもかかわらず規則等を定めなかった場合にはその旨

*意見公募手続を実施しないで規則等を定めた場合には意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由

公表方法

次の方法を必ず利用して公表する。

インターネット上のウェブサイト
県庁担当課（備付け）

次の方法を活用するなど周知に努める。

広報誌等による広報
報道発表